

介護保険 についてのお知らせ

●問い合わせ 高齢福祉課（本庁舎北別棟 ☎34-3213 ㊟34-3016）

お知らせ① 4月から利用者負担額が変更

国の介護報酬改定に伴い、介護保険サービスを利用した時に支払う利用者負担額が変わりました。金額は事業所やサービス内容ごとに異なります。詳細は、利用している事業所にお問い合わせください。

お知らせ② 一定以上所得のある方は、8月から利用者負担割合が3割に

介護保険制度が改正され、8月から一定以上の所得がある方の介護保険サービス利用者負担割合が3割に変わります。

利用者負担割合が3割となる方は、65歳以上で、合計所得金額が220万円以上の方です。ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、同じ世帯の65歳以上の方の年金収入と、その他の合計所得金額の合計が単身者で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担となります。

第1号被保険者 (65歳以上)	所得要件		利用者負担割合
	①本人の合計所得金額が220万円以上	ア 下記イ・ウ以外の場合	
イ 同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が		単身は280万円以上 340万円未満 2人以上は346万円以上 463万円未満	2割
ウ 下記オと同様の場合			1割
②本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	エ 下記オ以外の場合		2割
	オ 同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満 2人以上は346万円未満	1割
③本人の合計所得金額が160万円未満			1割

※第2号被保険者(65歳未満)、市町村民税非課税者、生活保護受給者については、所得にかかわらず1割負担です。

1カ月に利用した介護サービスの自己負担が一定金額を超えた時には、申請により「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。（新たに対象となる方には通知します。既に支給を受けている方は、申請の必要はありません。）

お知らせ③ 新しい介護保険負担割合証を発送します

現在要介護・要支援・事業対象の認定を受けている方には、7月末までに利用者負担割合（1割から3割）が記載された負担割合証を発送します。届きましたら記載内容を確認し、お手元の介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは2枚一緒にサービス事業者等へ提示してください。

お知らせ④ 介護サービスの利用者負担軽減を受けている方は、更新手続きが必要

負担限度額認定証と社会福祉法人等の利用者負担軽減確認証の有効期限は、7月31日までです。

現在、負担軽減を受けている方へ7月上旬までに更新の申請書を送付します。引き続き要件に該当し、更新の必要がある方は、それぞれ必要書類に通帳等の写しを添えて申請してください。

【介護保険負担限度額認定制度】

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代について、本人および配偶者が非課税で、その他の要件も満たした場合は、所得に応じて費用の一部の軽減を受けることができる制度

【社会福祉法人等の利用者負担軽減制度】

デイサービスや訪問介護、訪問看護など介護サービスの利用者負担について、世帯全員が非課税でその他の要件も満たした場合は、所得に応じて費用の一部の軽減を受けることができる制度